

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成 26 年 5 月 1 日

世田谷区

1 業務概要

(1) 契約予定件名

旧希望丘中学校体育館改修工事に伴う基本・実施設計業務委託

旧希望丘中学校体育館への複合施設増築工事に伴う基本構想策定支援業務委託

(2) 業務内容

旧希望丘中学校跡地を活用して、既存体育館をスポーツ施設へ用途転換するとともに、同体育館に複合施設を増築し、(仮称) 青少年交流センター、区民集会施設、区立保育園及びほっとスクールの 4 つの施設を整備するため、体育館改修工事に伴う基本・実施設計及び複合施設増築工事に伴う基本構想策定支援に係わる業務を委託する。

(3) 履行期間

旧希望丘中学校体育館改修工事に伴う基本・実施設計業務委託

契約締結の日から平成 27 年 7 月 31 日まで (予定)

旧希望丘中学校体育館への複合施設増築工事に伴う基本構想策定支援業務委託

契約締結の日から平成 27 年 3 月 31 日まで (予定)

2 参加資格

次の要件を満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること、及び同条第 2 項による措置を現に受けていない者であること。
- (2) 世田谷区から指名停止 (入札禁止) を受けている期間中でないこと。
- (3) 世田谷区の競争入札参加資格を有し、東京電子自治体共同運営サービスの共同運営格付における建築設計の共同格付 (順位) が 1 位から 100 位以内の建築設計事務所であること。(基準日 : 参加表明書提出日現在)
- (4) 平成 15 年度以降に地方公共団体の複合施設及び認可保育園の新築または改築の設計業務に主体的に携わった建築設計事務所であること。

3 1 次提案書の提出者を選定する基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 2次提案書の提出者を選定するための評価基準（1次審査）

公共施設の建築に対する基本的な考え方

- (1) 今後の公共施設に求められるもの
- (2) 環境への配慮及び建築に関するコスト削減に対する取組み実績
- (3) 公共施設と地域のかかわり

5 2次提案書を特定するための評価基準（2次審査）

- (1) 施設の特徴を踏まえた施設設計
- (2) 安全・安心な施設づくり
- (3) 環境配慮
- (4) トータルコスト縮減等

6 手続き等

(1) 担当課

〒157-8501 東京都世田谷区成城6丁目2番1号

世田谷区砧総合支所 地域振興課 生涯学習・施設（3階31番窓口）

電話番号 03-3482-2001 ファクシミリ番号 03-3482-1655

(2) 募集要領の交付期間並びに交付場所及び方法

期間 平成26年5月1日（木）から平成26年5月23日（金）まで

土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

場所 区ホームページ（トップページ＞くらしのガイド＞住まい・街づくり・交通＞住まい・建築・区施設整備＞区施設整備）にて公開及び上記（1）に同じ。

方法 区ホームページからのダウンロードまたは上記（1）の窓口で配布

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

期限 平成26年5月23日（金）まで

土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

場所 上記（1）に同じ。

方法 持参または郵送（締切日必着）

郵送は、書留郵便に限る。また、到着について必ず上記（1）へ電話で確認すること。

(4) 1次提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

日時 平成26年6月2日（月）まで

土曜、日曜を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

場所 上記（１）に同じ。

方法 持参または郵送（締切日必着）

郵送は、書留郵便に限る。また、到着について必ず上記（１）へ電話で確認すること。

7 その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）契約保証金 免除

（３）契約書作成の要否 要

（４）当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

有（体育館棟改修工事の工事監理業務）

（複合施設増築工事の基本設計業務、実施設計業務、工事監理業務）

契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。

（５）関連情報を入手するための照会窓口

上記６（１）に同じ

（６）提案書の提出後に上記２の参加資格に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。ただし、上記２（３）については、参加表明書提出日にその要件を満たしていれば良いものとする。

（７）本件について、参加表明を行った者の商号・名称及び提案書の採点結果を世田谷区のホームページ等で公表することがある。

（８）詳細は、募集要領による。